

# シェルビーアジア オートモビル クラブ ジャパン

## 定款

### 第一章 総則

#### 第 1 条 (名称)

本 カークラブは、シェルビーアジア オートモビル クラブ ジャパン  
(略称：SAACJ) と称する。

#### 第 2 条 (事務所)

本カークラブは は、主たる事務所を「神奈川県 横浜市 瀬谷区 卸本町 9159-4  
(〒246-0001)」に置く。

2 本団体は、前項のほか、必要に応じて他の地域に支部を置くことができる。

### 第二章 目的及び事業

#### 第 3 条 (目的)

本団体は、会員相互の親睦を図り、1962 年に設立された シェルビーアメリカン社の製品が好きでそれを元に楽しみあらゆる分野での交流を促進・支援することにより、会員の親善 友好関係をより発展させるために寄与することを目的とする。

#### 第 4 条 (特定非営利活動の種類)

本カークラブは、第 3 条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 日本とアメリカにある シェルビーに関係する個人・各企業との親善友好に資するため、あらゆる分野での交流を図る活動を行う。
- (2) 会員相互の親睦を図る活動及びアメリカ・日本の両国に係る情報・知識等を配信提供する活動を行う。
- (3) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は支援などの活動

#### 第 5 条 (事業)

本カークラブは、第 3 条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
  - ① アメリカと日本の親善友好を促進する事業
  - ② 会員及びアメリカ関係者への情報提供と共に、相互の交流を促進する事業
  - ③ アメリカ及び日本における交流会・技術供与それに関わる 講習会・勉強会への講師 及びメカニックの派遣並びに支援する事業を行う。
  - ④ 日本から アメリカの関係企業 への留学研修への側面支援事業

- ⑤ アメリカと日本両国 個人核関連企業のあらゆる分野・レベルでの交流活動を促進し、支援する事業を行う。
- (2) その他の事業
  - ① アメリカからのメンテナンス 部品の輸入代行 及両国間 関係の書籍・出版物等の販売事業を行う。
- 2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行なうものとし、収益が生じた場合は、同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

### 第三章 会員

#### 第 6 条 (種別)

本カークラブの会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という)上の社員をいう。

- (1) 正会員 本カークラブの目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 家族会員 本団体の正会員の家族

#### 第 7 条 (入会)

会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は本カークラブ設立の理念およびカークラブを運営してゆく事に共鳴する入会希望者で正当なる拒否の理由がない限り、入会を認めるものとする。
- 3 理事長は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに理由を付した書面をもって、本人にその旨を通知しなければならない。

#### 第 8 条 (入会金及び会費)

会員は、総会において別に定められた入会金及び会費を納入しなければならない。

#### 第 9 条 (会員資格の喪失)

会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出したとき。
- (2) 本人が死亡した、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

#### 第 10 条 (退会)

会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

#### 第 11 条 (除名)

会員が、次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この団体の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為・行動をなしたとき。

#### 第 12 条 (抛出金品の不返還)

会員資格を喪失したときは、既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は返還しない。

### 第四章 役員及び職員

#### 第 13 条 (種別及び定数)

本カークラブには次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上
  - (2) 監事 1人以上
- 2 理事のうち、1人を理事長、2人を副理事長とする。

#### 第 14 条 (選任等)

理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が、役員総数の3分の1を超えて含まれてはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることはできない。

#### 第 15 条 (職務)

理事長は、本カークラブを代表し、その業務を総理する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたるときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
  - (1) 理事の業務執行の状況を監査する。
  - (2) この団体の財産の状況を監査する。
  - (3) 前2号の規定による監査の結果、この団体の業務又は財産に関し、不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告する
  - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集する。
  - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を

述べ、若しくは理事会の招集を請求する。

(6) 監事は随時理事会に出席し、理事長の求めに応じ意見を述べることができる。但し、理事会の議決には加わらない。

5 顧問（あるいは特別顧問）は、理事会の同意に基づき理事長が委嘱する。顧問は、理事長の諮問に応じ、必要な事項を答申する。

#### 第16条（任期等）

役員は任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後の最初の総会が終了するまでその任期を伸長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

#### 第17条（欠員補充）

理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

#### 第18条（解任）

役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決によりこれを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

#### 第19条（報酬等）

役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で、報酬を受けることができる。

- 2 役員は、その職務を執行するために要した費用を求償弁済することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

#### 第20条（職員）

本団体の事務を処理するため、事務局長その他の職員を置く。

- 2 職員は、理事長が任免する。
- 3 職員は、有給とすることができる。その場合、報酬体系等については理事会の議決を経て、理事長が別に定める。
- 4 理事は事務局の職員を兼務することができる。

### 第5章 総会

#### 第21条（種別）

本団体の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。総会はこの団体の最高

意思決定機関である。

#### 第 22 条 (構成)

総会は、正会員をもって構成する。

#### 第 23 条 (権能)

総会は、以下の事項について審議・議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び収支決算
- (6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第 50 条において同じ。） その他新たな義務を生じる負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

#### 第 24 条 (開催)

通常総会は毎事業年度 1 回開催する。

- 2 臨時総会は、次の一に該当する場合に開催する。
  - (1) 理事会が必要と認め、召集の請求をしたとき。
  - (2) 正会員総数の 3 分の 1 以上から、会議の目的である事項を記載した書面をもって召集の請求がなされたとき。
  - (3) 第 15 条第 4 項第 4 号の規定により、監事から召集があったとき。

#### 第 25 条 (招集)

総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 14 日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時・場所・目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも開催日の 5 日前までに通知しなければならない。

#### 第 26 条 (議長)

総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

#### 第 27 条 (定足数)

総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

#### 第 28 条 (議決)

総会における議決事項は、第 25 条第 3 項の規定によって、あらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところに従う。

#### 第 29 条 (表決権等)

各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、前 2 条、次条第 1 項及び 5 1 条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

#### 第 30 条 (議事録)

総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成し、保存しなければならない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合は、その数を付記すること）
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。

### 第 6 章 理事会

#### 第 31 条 (構成)

理事会は、理事をもって構成する。

#### 第 32 条 (権能)

理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

#### 第 33 条 (開催)

理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき

(2) 理事総数の3分の1以上から、会議の目的である事項を記載した書面をもって、招集の請求がなされたとき。

(3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

#### 第34条 (招集)

理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時・場所・目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

#### 第35条 (議長)

理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

#### 第36条 (議決)

理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

#### 第37条 (表決権等)

各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

#### 第38条 (議事録)

理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

## 第7章 資産及び会計

### 第39条 (資産の構成)

本団体の資産は、つぎの各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

### 第40条 (資産の区分)

本団体の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の2種とする。

### 第41条 (資産の管理)

本団体の資産は、理事長が管理し、その方法は総会の議決を経て、理事長が別に定める。

### 第42条 (会計の原則)

本団体の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

### 第43条 (会計の区分)

本団体の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の2種とする。

### 第44条 (事業計画及び予算)

本団体の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

### 第45条 (暫定予算)

前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

- 2 全条の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

### 第46条 (予備費の設定及び使用)

予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

- 2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

### 第47条 (予算の追加及び更正)

予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。



#### 第 48 条 (事業報告及び決算)

本団体の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

- 2 決算上、剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

#### 第 49 条 (事業年度)

本団体の事業年度は、毎年 1 月 1 日に始まり、同年 1 2 月 3 1 日に終わる。

#### 第 50 条 (臨機の措置)

予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利を放棄しようとするときは、総会の議決を経なければならない。

### 第 8 章 定款の変更、解散及び合併

#### 第 51 条 (定款の変更)

本団体が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 2 分の 1 以上の多数による議決を必要とする。

#### 第 52 条 (解散)

本団体は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
  - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
  - (3) 正会員の欠乏
  - (4) 合併
  - (5) 破産
- 2 前項第 1 号の事由によりこの団体が解散するときは、正会員総数の 3 分の 2 以上の承認を得なければならない。

#### 第 53 条 (残余財産の帰属)

本団体が解散（合併又は破産による解散を除く）したときに残存する財産は、法第 1 1 条第 3 項に掲げるもののうち、総会で議決したものに譲渡するものとする。

#### 第 54 条 (合併)

本団体が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 2 分の 1 以上の議決を経なければならない。

### 第 9 章 公告の方法

#### 第 55 条 (公告の方法)

本団体の公告は、この団体の掲示場に掲示するかまたはインターネット上のホ

ホームページに掲載して行う。または会員に宛てた e-メールを通じて直接連絡するものとする。

## 第 10 章 雑則

### 第 56 条 (細則)

この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

### 附則

- 1 この定款は、当該団体の成立の日から施行する。
- 2 本団体の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長 田邊正剛

副理事長 (1名)

副理事長 (1名)

理事 (5名)

監事

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から平成 24 年 12 月 31 日までとする。
- 4 本団体の設立当初の事業計画及び収支予算は、第 44 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 本団体の設立当初の事業年度は、第 49 条の規定にかかわらず、成立の日から平成 24 年 12 月 31 日までとする。
- 6 本団体の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員入会金	10,000 円
正会員年会費	20,000 円
(2) 家族会員入会金	5,000 円
家族会員年会費 1 口	3,000 円
(3) 団体正会員入会金	100,000 円
団体正会員年会費	50,000 円

以上